

取扱注意

第二次徳島県犯罪被害者等支援推進計画 (案)

(令和8年度～令和12年度)



犯罪被害者等支援
シンボルマーク
「ギュっとちゃん」

令和 年 月

徳島県生活環境部
消費者政策課

目 次

I 基本的な考え方

1 計画の趣旨・目的	1
2 計画の位置付け	1
3 基本方針	1
4 推進体制	2
5 計画期間	2
6 進捗管理	2

II 犯罪被害者等の現状

1 本県における犯罪被害者等の現状	3
2 相談の受理状況	7
3 犯罪被害者等が抱える問題	1 1
4 支援の必要性	1 1

III 犯罪被害者等支援のための施策

支援体制の整備・充実

1 総合的な支援体制の整備	1 2
2 相談及び情報の提供等	1 5
3 犯罪被害者等の支援に係る人材の育成	1 8
4 民間支援団体の活動の促進	1 9
5 個人情報適切な管理	2 2

損害回復・経済的支援等への取組

1 経済的負担の軽減	2 3
2 居住の安定	2 6
3 雇用の安定	2 7

精神的・身体的被害の回復・防止への取組

1 保健医療サービス及び福祉サービスの提供	2 8
2 安全の確保	3 0

県民等の理解の増進と配慮・協力の確保への取組

1 県民等の理解の増進等	3 3
--------------	-----

☆被害相談窓口のご案内	3 5
-------------	-----

I 基本的な考え方

1 計画の趣旨・目的

徳島県犯罪被害者等支援条例(以下、「条例」という。)に基づき、犯罪被害者等支援に関する基本方針を定めるとともに具体的な施策を体系的に整理し、支援施策を総合的かつ計画的に推進することを目的として、この計画を策定します。

2 計画の位置付け

この計画は、条例第9条に基づき策定するものであり、本県における犯罪被害者等の支援に関する基本方針及び具体的施策について定めるものです。

3 基本方針

条例第3条の基本理念に基づき、誰もが安心して暮らすことができる社会を実現するために、国の「第4次犯罪被害者等基本計画」を踏まえ、次の基本方針を定めます。

支援体制の整備・充実

国、県、警察、市町村、民間被害者支援団体等が役割を互いに理解し相互に連携して支援を行える体制を構築します。

また、県、警察、市町村、民間被害者支援団体等の複数の関係機関・団体が持つ制度・サービスを包括して提供することができる、多機関ワンストップサービス体制を構築します。

損害回復・経済的支援等への取組

犯罪被害者等の損害を回復し、経済的に支援するための取組を行います。

精神的・身体的被害の回復・防止への取組

犯罪被害者等が受けた精神的・身体的被害を回復又は軽減し、又は未然に防ぐための取組を行います。

県民等の理解の増進と配慮・協力の確保への取組

県民等が犯罪被害者等が置かれている状況、犯罪被害者等の名誉又は生活の平穏への配慮の重要性等に関する理解・共感を深めるとともに、再被害、二次被害についても理解を深め、共に支え合える社会の実現を目指します。

4 推進体制

計画の推進に当たっては、犯罪被害者等の声を踏まえつつ、国、県、警察、市町村、民間被害者支援団体その他の犯罪被害者等支援に関係する組織・団体が、それぞれに担う役割を理解し、相互に連携する必要があります。また、県、警察、市町村、民間被害者支援団体等の複数の関係機関・団体が持つ制度・サービスを包括して提供することができる、多機関ワンストップサービス体制を構築する必要があります。

県内の犯罪被害者等支援を行う団体で構成される「徳島県犯罪被害者支援連絡協議会」などと連携を図りながら、支援を推進する体制を整備していきます。

5 計画期間

この計画の期間は、令和8年度から令和12年度までの5年間とし、毎年度、その進捗状況を検証しながら、必要に応じて見直すこととします。

6 進捗管理

本計画の進捗管理については、年度ごとに具体的施策の実施状況を取りまとめ、「徳島県犯罪被害者等支援審議会」の意見を聴取します。

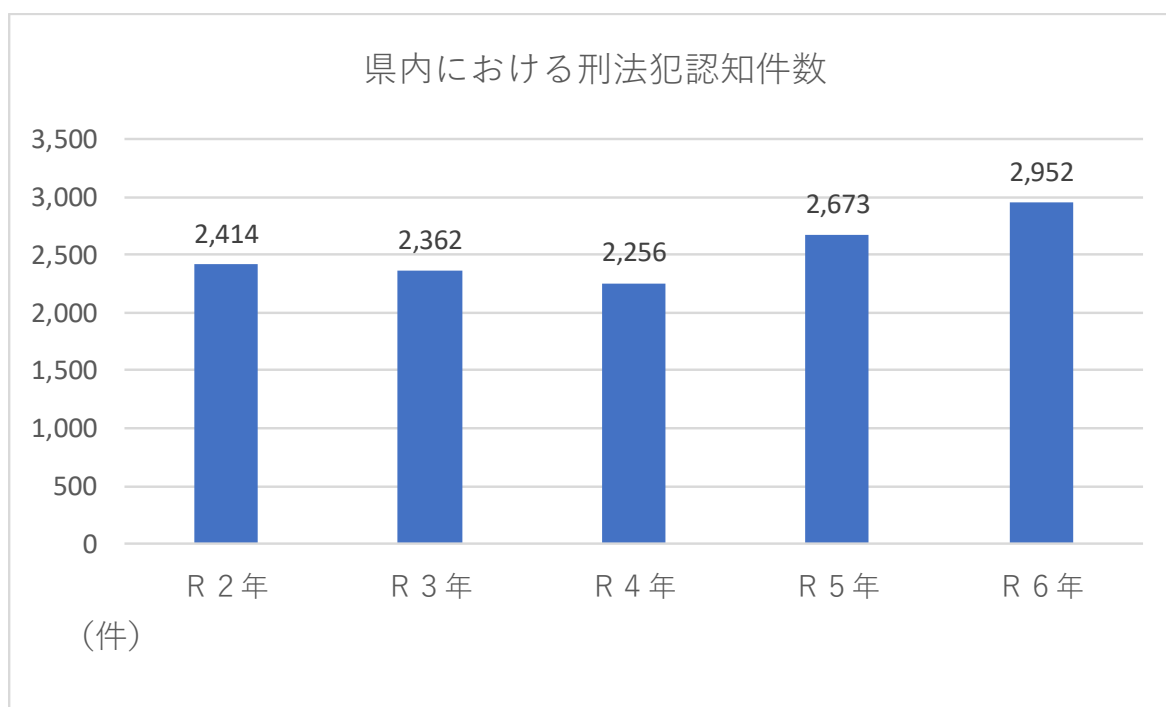
その意見を踏まえ、進捗状況を点検し、施策の改善を図ります。

Ⅱ 犯罪被害者等の現状

1 本県における犯罪被害者等の現状

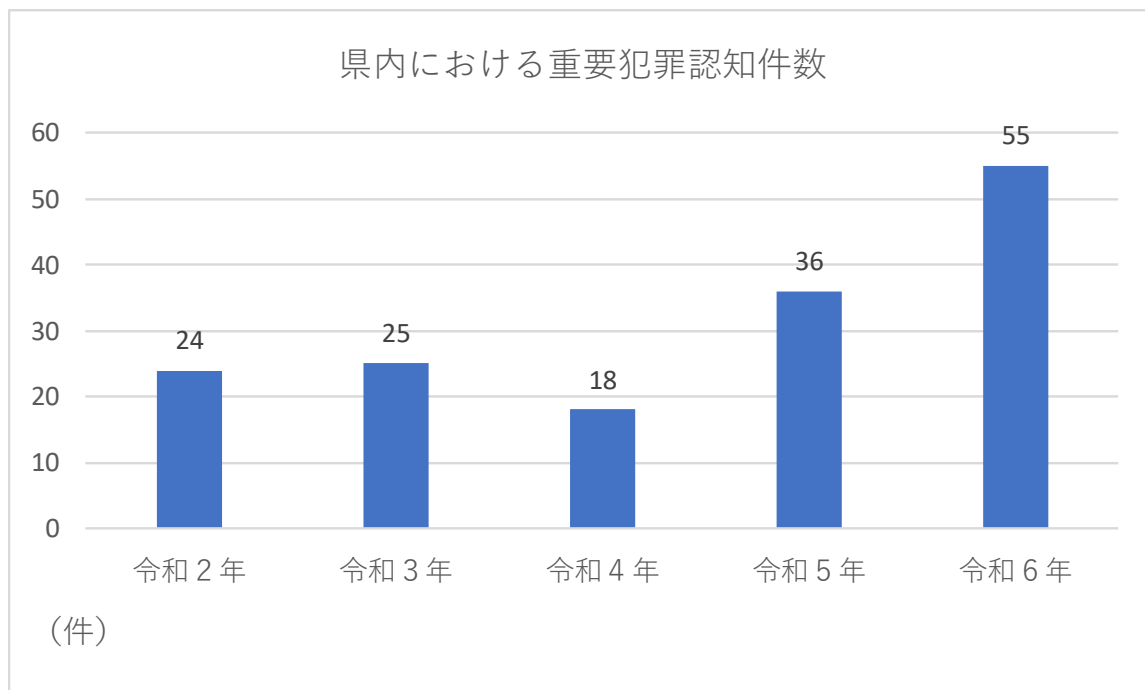
(1) 本県における刑法犯の認知件数

県内における刑法犯の認知件数は、平成15年の1万2,369件をピークに減少傾向で推移していましたが、令和6年は2,952件と、戦後最小となった令和4年から2年連続して増加しています。



（２）重要犯罪の認知件数の推移

県内における重要犯罪（殺人、強盗、放火、不同意性交等、略取誘拐・人身売買及び不同意わいせつ）の認知件数は、令和元年以降減少傾向で推移していましたが、令和５年に増加に転じ、令和５年は36件、令和６年は55件と増加しています。その内訳で見ると、特に不同意性交等及び不同意わいせつの認知件数が増加しており、その背景には、刑法及び刑事訴訟法の一部を改正する法律（令和５年法律第66号）により、構成要件の一部が変更されたことが一定程度影響したとみられます。

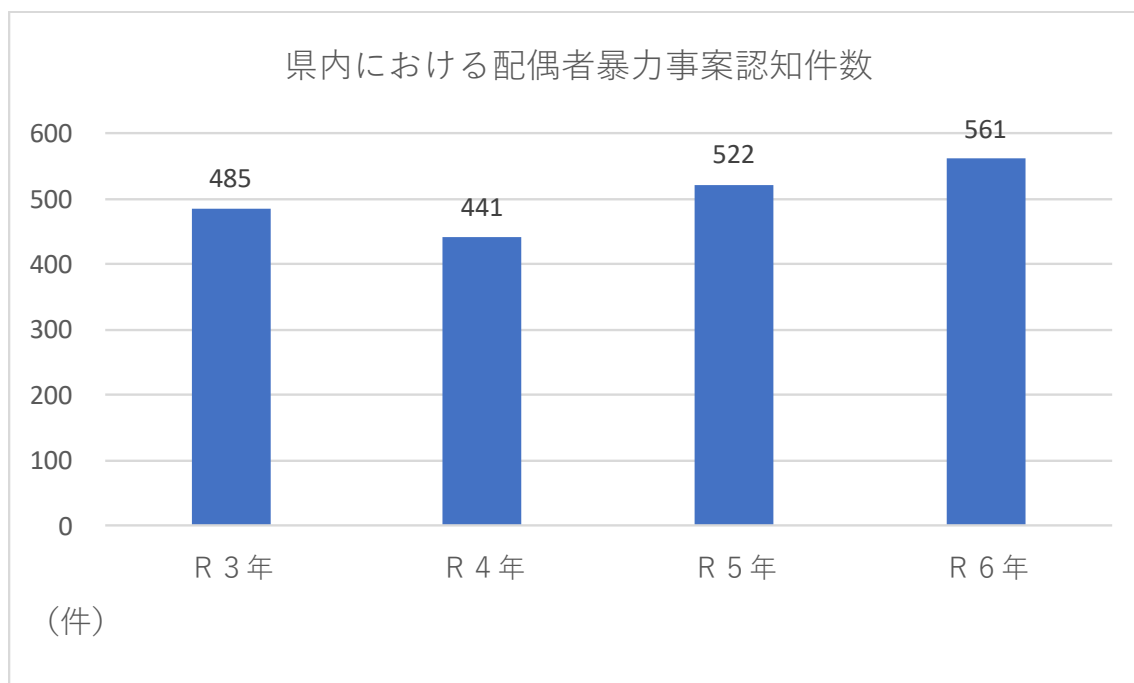


【県内における重要犯罪認知件数】

	R2年	R3年	R4年	R5年	R6年
殺人	2	2	1	6	5
強盗	1	3	2	3	2
放火	3	2	1	2	5
不同意性交等	8	4	3	5	13
略取誘拐・人身売買			2	2	3
不同意わいせつ	10	14	9	18	27
総数	24	25	18	36	55

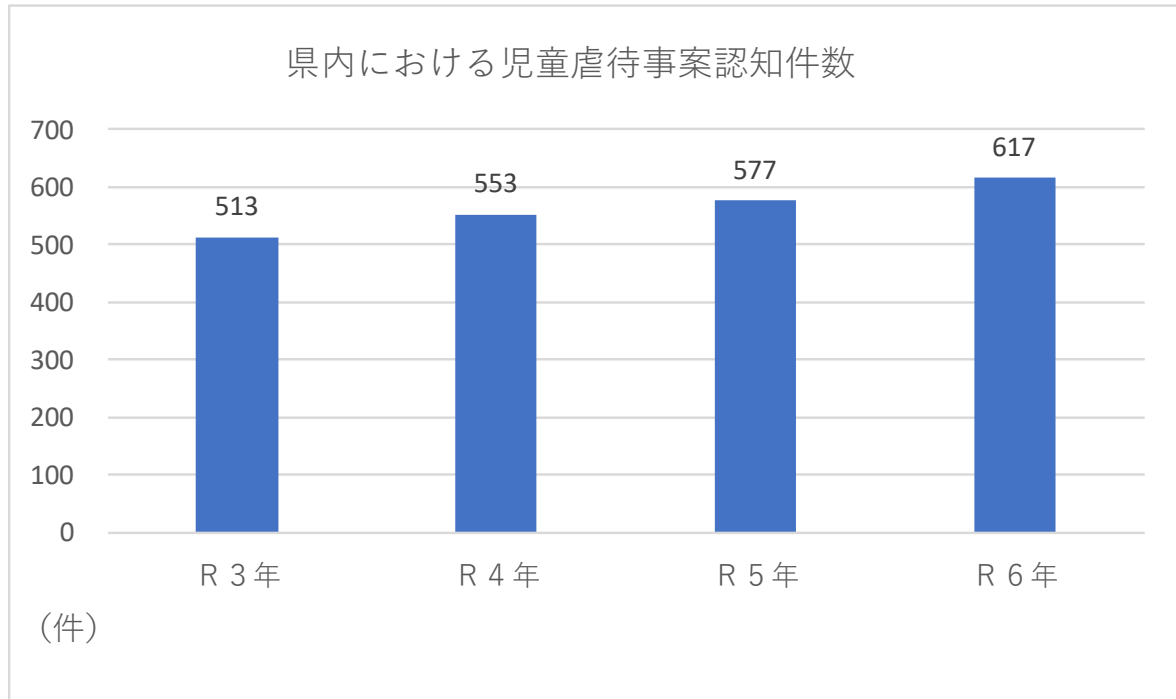
(3) 配偶者からの暴力事案認知件数

県内において、配偶者暴力事案として警察が認知した件数は概ね500件前後を推移していますが、令和5年以降は、2年連続で増加しています。



(4) 児童虐待事案認知件数

県内において、児童虐待事案として警察が認知した件数は年々増加傾向にあり、令和6年は617件と過去最多を更新しました。



(5) 県内の交通事故死者数の推移

死亡事故件数及び死者数の推移（R3～R6）

		R3		R4		R5		R6	
交通事故件数		2,121		1,960		1,987		1,817	
死亡事故件数	構成率	32	1.5%	22	1.1%	28	1.4%	29	1.6%
死者数		32		23		28		33	

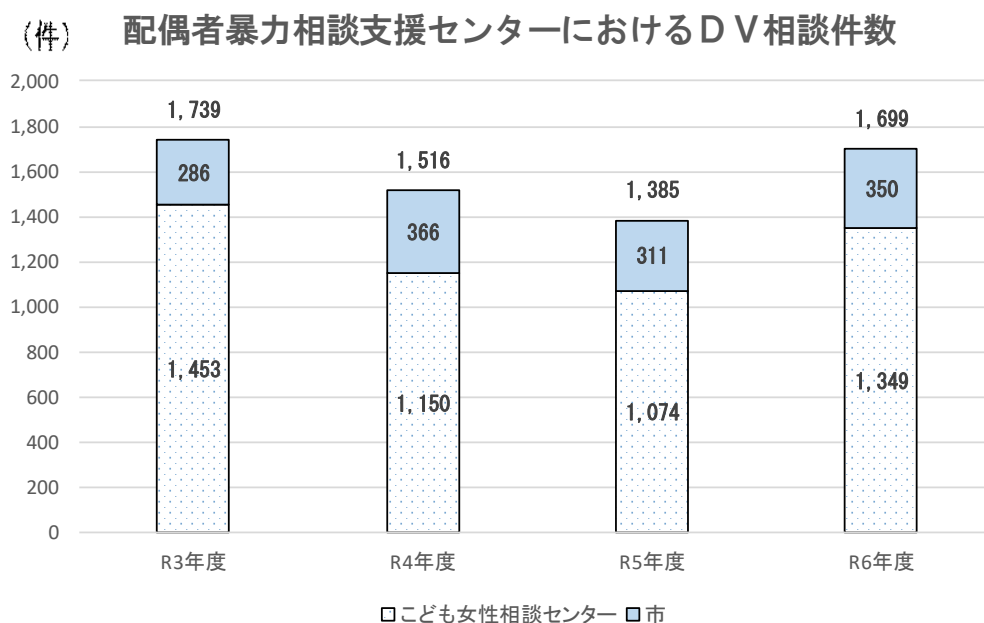
交通事故件数は、年々減少傾向にありますが、交通事故件数に占める死亡事故件数の構成率は、一定の割合で推移しており、死者数についても令和4年に減少していますが、その後、増加傾向にあります。

2 相談の受理状況

(1) 配偶者からの暴力に関する相談件数

県の配偶者暴力相談支援センターである中央・南部・西部の3箇所のこども女性相談センターを中核として、警察、市町村、関係機関、民間団体が連携して、相談、保護、自立支援に取り組んでいるところです。

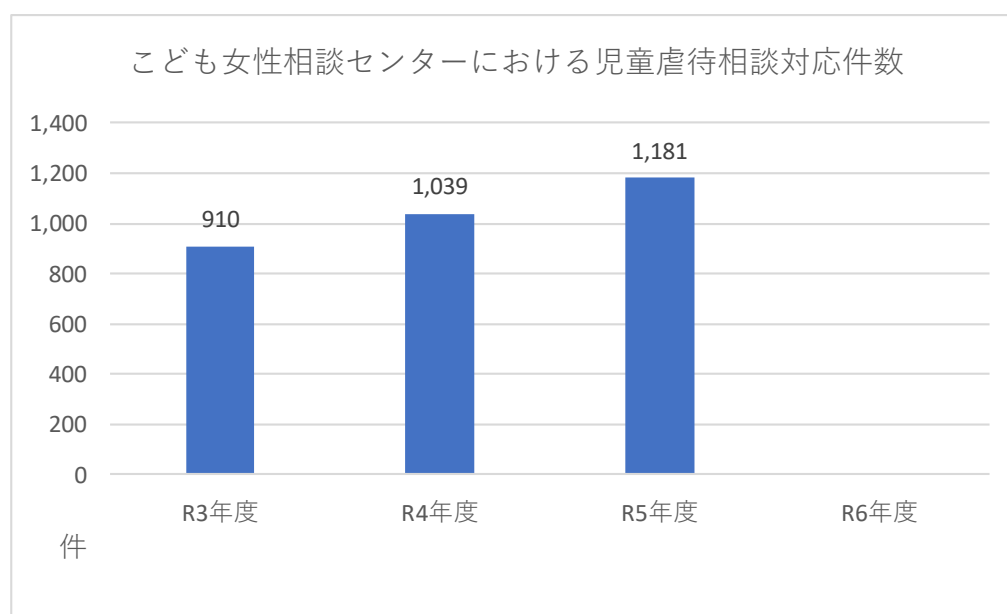
こども女性相談センター及び市の配偶者暴力相談支援センター（鳴門市・阿南市）の令和6年度相談件数は1,699件となっています。



(2) こども女性相談センターにおける児童虐待相談対応件数

こども女性相談センターにおける児童虐待相談対応件数は年々増加しており、令和5年度は1,181件と過去最多となりました。

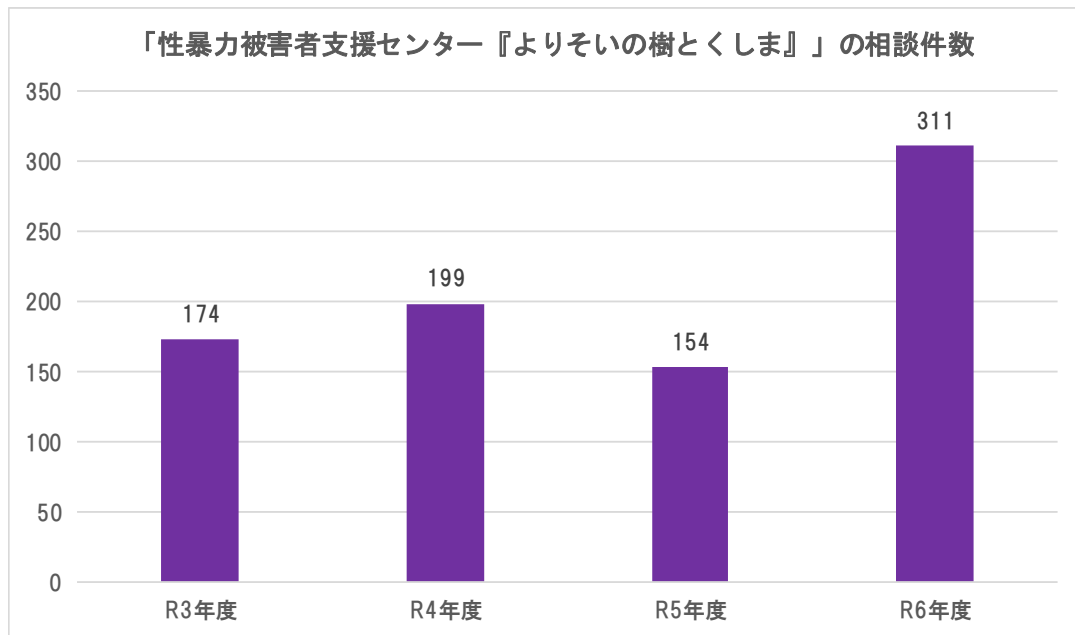
※令和6年度実績は集計中



(3) よりそいの樹とくしまにおける相談件数

平成28年7月、性暴力被害者支援センター「よりそいの樹とくしま（中央・南部・西部）」を県内3箇所のこども女性相談センターに設置し、24時間365日の運用体制により性暴力被害者への支援を行っています。

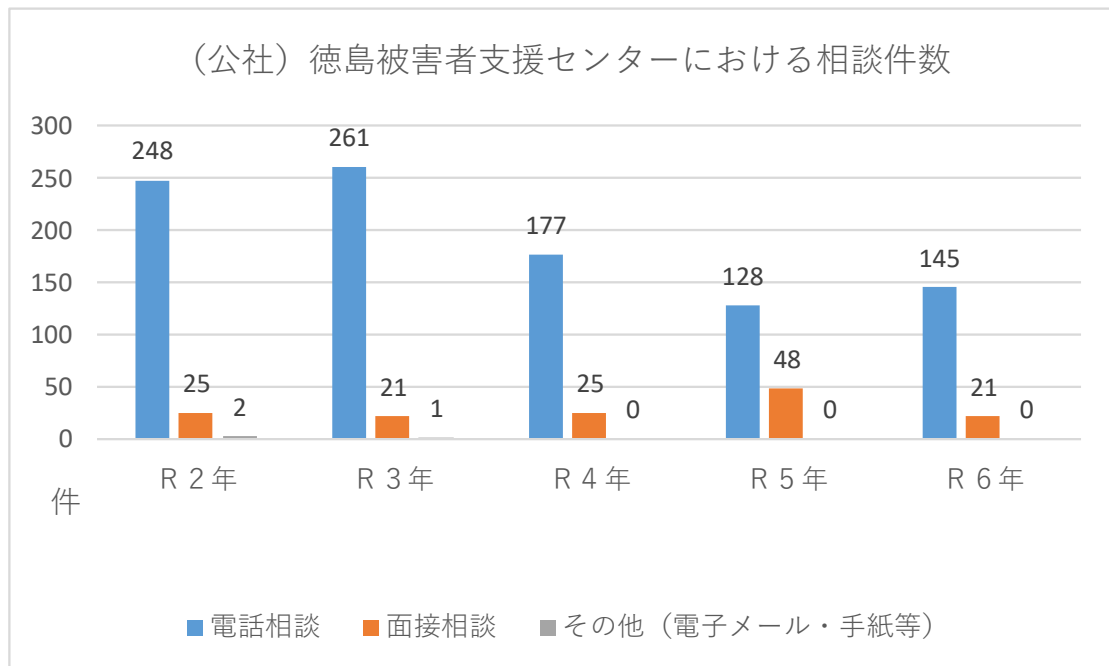
性暴力被害者支援センター「よりそいの樹とくしま」の相談件数は、令和6年度は311件となっています。



(4) (公社) 徳島被害者支援センターにおける相談件数

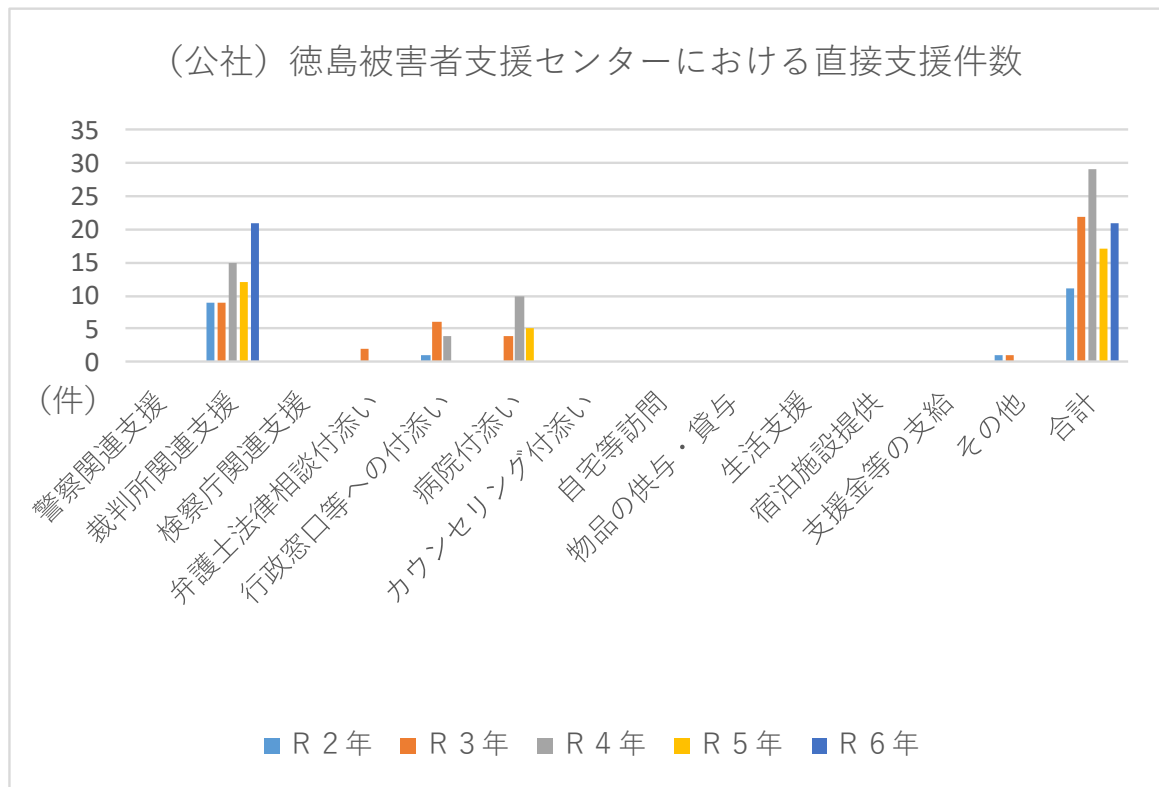
犯罪被害者等早期援助団体である公益社団法人徳島被害者支援センターにおける相談（電話相談、面接相談、その他相談）件数は、令和6年は166件となっており、令和4年以降減少傾向にあります。

一方、生活支援や付添いなどを行う直接支援の件数は、令和3年以降は増加傾向にあります。



(公社) 徳島被害者支援センターにおける相談件数

	R 2 年	R 3 年	R 4 年	R 5 年	R 6 年
電話相談	248	261	177	128	145
面接相談	25	21	25	48	21
その他（電子メール・手紙等）	2	1	0	0	0
合計	275	283	202	176	166



(公社) 徳島被害者支援センターにおける直接支援件数

	R 2 年	R 3 年	R 4 年	R 5 年	R 6 年
警察関連支援	0	0	0	0	0
裁判所関連支援	9	9	15	12	21
検察庁関連支援	0	0	0	0	0
弁護士法律相談付添い	0	2	0	0	0
行政窓口等への付添い	1	6	4	0	0
病院付添い	0	4	10	5	0
カウンセリング付添い	0	0	0	0	0
自宅等訪問	0	0	0	0	0
物品の供与・貸与	0	0	0	0	0
生活支援	0	0	0	0	0
宿泊施設提供	0	0	0	0	0
支援金等の支給	0	0	0	0	0
その他	1	1	0	0	0
合計	11	22	29	17	21

3 犯罪被害者等が抱える問題

犯罪被害者等は、生命を奪われ、家族を失い、傷害を負わされ、財産を奪われるといった様々な被害を受けるほか、高額な医療費の負担や収入の途絶等により、経済的に困窮することが少なくありません。また、自宅が事件現場となったこと、加害者から逃れる必要があること等の理由から住居を移す必要が生じることや、犯罪等による被害や刑事に関する手続等に伴う負担についての雇用主等の無理解等の理由から、雇用関係の維持に困難を来すことも少なくありません。

さらに、精神的ショックや身体の不調、医療費の負担や失職、転職等による経済的困窮、捜査や裁判の過程における精神的・時間的負担、周囲の人々の無責任なうわさ話やマスコミの取材、報道によるストレス、不快感など、被害後に生じる様々な「二次的被害」に苦しめられます。

4 支援の必要性

犯罪被害者等は、被害直後から、医療・福祉、住宅、雇用等の生活全般にわたる支援を必要としています。さらに、犯罪被害者等が被害から回復するためにはときに長い時間を要し、また犯罪被害者等を取り巻く環境の変化等により、ニーズや必要な支援の内容が変わってきます。したがって、犯罪被害者等を中長期的に支援するため、必要な体制整備への取組が行われなければなりません。

その上で、単一の関係機関・団体等の取組による支援には限界があることから、犯罪被害者等に対し継ぎ目のない中長期的な支援を実施するためには、県、警察、市町村、犯罪被害者等の支援を行う民間の団体等が相互に連携・協力し、被害直後から様々な関係機関・団体等が協働して、重層的な支援を行うことができる体制を構築していく必要があります。

また、犯罪被害者等がいつでも適切な支援を受けることができるよう、国による犯罪被害者等施策のほか、地方公共団体や犯罪被害者等の支援を行う民間の団体等による取組等についても、適切に周知する必要があります。

Ⅲ 犯罪被害者等支援のための施策

支援体制の整備・充実

1 総合的な支援体制の整備

<現状と課題>

犯罪被害者等が置かれている状況は、犯罪の種類や加害者との関係、家族構成や経済状況などにより様々であり、必要とされる支援についても多岐にわたります。

犯罪被害者等のニーズに応える支援策は数多くありますが、同時に窓口となる関係機関も多岐にわたり、必要としている支援策がどれで、どこにあるのか犯罪被害者等が分かりにくいのが現状です。

こうしたことから、いずれかの機関・団体に相談すれば、その後は必要な支援が様々な機関・団体によって途切れなく提供される、個別事案におけるワンストップサービスを構築する必要があります。

また、普段から関係する機関が相互連携する体制を整え、互いに情報交換を行うことで、犯罪被害者等が必要なときに支援を受けられる環境を整えるとともに、支援策の充実を行っていくことが重要となります。

<具体的施策>

(1) 総合的対応窓口の機能強化等

犯罪被害者等の支援を総合的に行うため、県の総合的対応窓口と一体となって関係機関との調整を進める「支援コーディネーター」を、犯罪被害者等早期援助団体である「公益社団法人徳島被害者支援センター」に配置し、被害を受けた直後から被害者等の状況やニーズに応じて支援を行います。また、関係機関・団体に関する情報提供の一元化を図るとともに、県の各部署や警察、市町村、民間被害者支援団体等が連携し、包括的に支援を実施する体制を構築します。

(2) 多機関ワンストップサービス体制の構築

県、警察、市町村、民間被害者支援団体等の複数の関係機関・団体が持つ制度・サービスを包括して提供することができる体制を構築します。

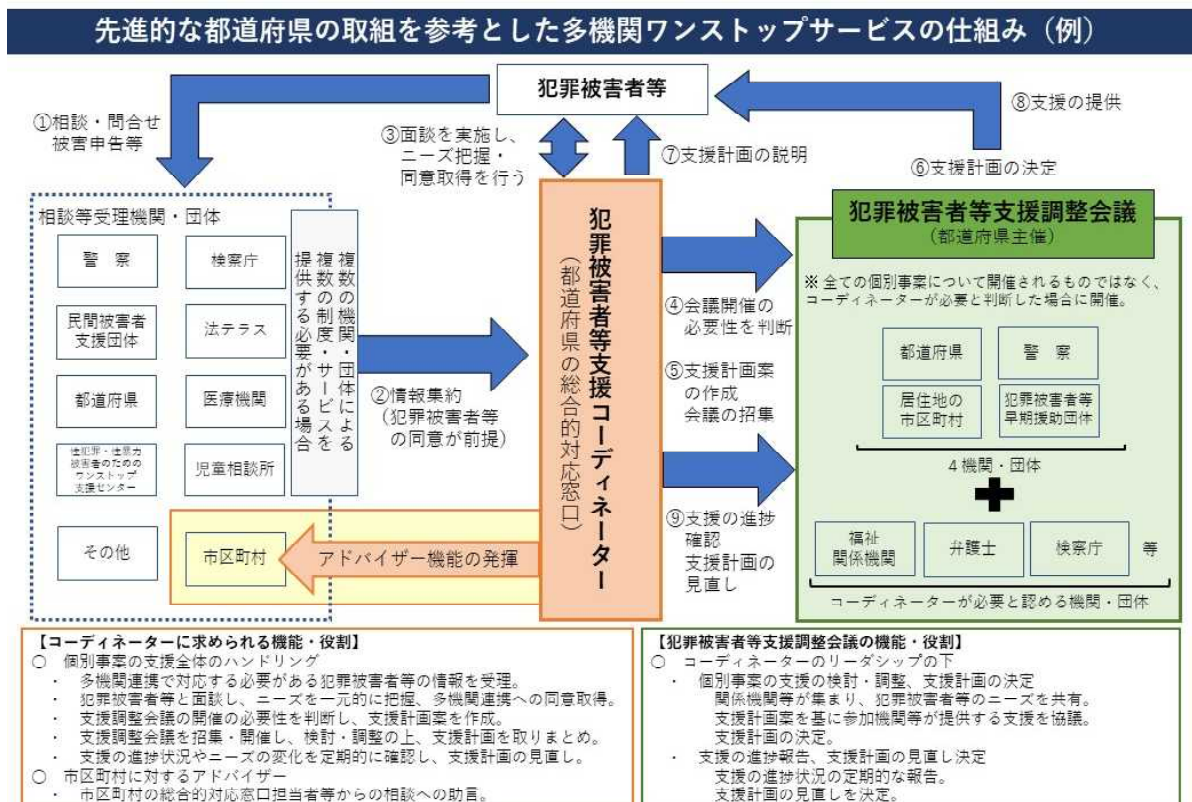
ア 多機関ワンストップサービスに求められる3つの要素

- (ア) 都道府県を多機関ワンストップサービスの中核に据え、関係機関・団体のハブを担うとともに、都道府県に配置されたコーディネーターが支援全体のハンドリング（調整）を行う仕組みとすること。
- (イ) 犯罪被害者等が居住する市区町村が参画し、生活を支援する各種制度・サービスを提供できる仕組みとすること。
- (ウ) 個々の犯罪被害者等に支援を提供するに際し、犯罪被害者等のニーズに応じた支援を提供する機関・団体が集まる支援調整会議を開催するなど、関係機関・団体が犯罪被害者等のニーズを共有し、支援の内容をまとめてパッケージとして考える仕組みを有していること。

イ 多機関ワンストップサービスに求められる機能

- (ア) コーディネーターの配置・活用
- (イ) 犯罪被害者等が居住する市区町村の参画
- (ウ) 支援調整会議の開催
- (エ) 関係機関・団体との情報共有

【多機関ワンストップサービスの仕組み例】



(3) 徳島県犯罪被害者支援連絡協議会による関係団体の連携強化

県内の犯罪被害者等支援を行う団体で構成される「徳島県犯罪被害者支援連絡協議会」の運用により、関係団体の現状報告や情報交換を行い、支援を行う上での連携強化に繋がります。

(4) 市町村との相互連携の強化

各市町村の総合的対応窓口に対し、犯罪被害者等支援施策に関する定期的な情報提供を行うとともに、相互連携を推進していくための情報交換会や担当職員への研修会を実施するなど連携強化に向けた取組を実施します。

また、県内全体で犯罪被害者等支援を進めるため、各市町村における条例制定などの取組について働きかけ・支援を行います。

(5) 市町村、県警察、民間支援団体との相互連携の促進

県警察や犯罪被害者等早期援助団体である「公益社団法人徳島被害者支援センター」と県、市町村の総合的対応窓口との情報交換会等を通して連携強化を行い、必要な支援を途切れることなく受けられる体制づくりを行います。

(6) 重大な事案が発生した場合の緊急支援体制の整備

犯罪等により死傷者が多数に上る事案その他重大な事案が発生した場合に対応するため、「徳島県犯罪被害者支援連絡協議会」や、県、警察、市町村、民間被害者支援団体等が一体となって必要な支援を行うための支援調整会議を開催するなど、緊急体制を整え、当該体制の下に支援を実施します。

(7) 他の地方公共団体等との支援に必要な情報共有

県内で発生した犯罪等により被害者となった県外に住所地を有する方に対して、都道府県や市町村を跨いだ支援が必要となる場合などにおいて、必要な支援を受けられるようにするため、当該住所地の地方公共団体や早期援助団体等と支援に必要な情報共有が行えるよう、実施方法の検討を行います。

(8) 警察職員による指定被害者支援要員制度の活用

犯罪被害等の発生直後から、指定された職員が犯罪被害者等に付き添って必要な支援を行い、犯罪被害等の早期軽減を図るとともに、将来にわたって深刻な精神的打撃を被ることを防ぎ、立ち直りを促進すること目的として、犯罪被害者等のニーズに応じて病院等への付き添いや、相談等の受理、弁護士による無料法律相談の教示、犯罪被害者支援団体等を紹介します。

2 相談及び情報の提供等

<現状と課題>

県内において、近年、児童虐待相談や性暴力に関する相談など身体的・精神的な被害に関する相談が増加している状況にあります。

犯罪被害者等は、被害直後から様々な状況に遭遇し、対応していくこととなりますが、精神的にも大きなショックを受けており、そのときに必要な支援の情報を受けるため、どうしたらいいか判断できないことも少なくありません。

そうしたとき、犯罪被害者等が、その受けた被害を早期に回復、又は軽減し、安心して暮らすことができるようにするため、適切な相談対応や情報提供等を行えるようにする必要があります。

<具体的施策>

(1) 総合的窓口の設置

県の「総合的対応窓口」として、被害に遭われた方が早期に元の生活を取り戻すことができるよう犯罪被害者等早期援助団体である「公益社団法人徳島被害者支援センター」とともに被害者支援の核として関係機関との調整や必要な情報提供を行います。

(2) 相談時の負担軽減

被害者等が各関係機関などで相談等を行う際に、被害について何度も話をするなどの精神的負担の軽減を図るため、被害内容など相談機関で必要な事項を記載しておくことができるほか支援に関する情報をまとめた冊子を作成し、被害者等へ配布します。

(3) 警察における相談体制の充実

ア 全国統一の相談専用電話「#9110」、「性犯罪被害相談電話」等の相談窓口の設置により、相談体制の充実を図ります。

イ 性犯罪被害相談については、相談者の希望する性別の職員が対応し、また、勤務時間外においては当直等が対応した上で担当者に引き継ぐなど、適切な運用を行います。

ウ 支援の内容や窓口などに関する情報をホームページや啓発資材等を活用した様々な方法で周知を図るほか、わかりやすく情報提供するため、「被害者の手引」を犯罪被害者等に配布します。

エ 犯罪被害者の心情に十分配慮して、被害回復、被害拡大防止等に関する情報提供、防犯指導、犯罪被害者からの警察に対する要望・相談の聴取を行うなど、地域警察官による犯罪被害者への訪問・連絡活動を効果的に推進します。

オ 少年サポートセンターや警察署の少年係等、少年からの悩みごと・困りごとの相談を受け付けるための窓口において、関係機関への十分な引継ぎを含め、年少者である相談者の特性に十分配慮した対応をします。

また、「ヤングテレホン」「いじめホットライン」等の各種相談電話の周知を図り、被害少年が相談しやすい環境の充実を図ります。

(4) 性暴力被害にかかる相談対応

性暴力被害者の支援窓口である性暴力被害者支援センター「よりそいの樹とくしま」において、24時間365日受付の電話相談や面接相談、付添い、情報提供等の支援を行うとともに、関係機関と連携し、医療・法律相談、カウンセリング等の支援を行います。

また、男性の性暴力被害者の方が適切な支援が受けられるよう、公益社団法人徳島被害者支援センターに委託して男性性暴力被害者のための専用相談窓口を設置し、電話相談、面接相談のほか、医療・法律相談、カウンセリング等の支援を行います。

(5) 配偶者等による暴力(DV)被害にかかる相談対応

こども女性相談センターにおいて、配偶者等による暴力(DV)被害に悩む方の法律やこころの悩みについて相談に応じるとともに、保護命令制度等の情報提供、助言や警察等への同行支援を行います。

(6) 児童虐待にかかる相談対応

こども女性相談センターにおいて、児童虐待に関する相談・通告を、24時間365日受け付けます。また、関係機関との連携をより強化し、適切な対応・支援を行います。

(7) 学校における相談体制の充実

総合教育センターにおいて、犯罪被害を受けた児童生徒及びその保護者に対して適切な対応ができるよう、教職員の教育相談力向上のための研修や支援を実施し、教育相談コーディネーターを中心とした教育相談体制を充実します。

(8) 消費生活相談の実施

全国共通の消費者ホットライン「188」により、消費生活相談員が電話、面接により相談を受け、悪徳商法や不当な取引行為による消費者被害への情報提供、助言等を行います。

(9) 交通事故にかかる相談対応

交通事故相談所において、交通専門員が電話、面接により相談を受け、示談や損害賠償請求等に関する情報提供を行います。

(10) 人権に関する相談機能の充実

人権教育啓発推進センター「あいぽーと徳島」において、人権問題に対処するため弁護士及び人権擁護委員による面接や電話での相談に応じるとともに、弁護士によるインターネット上の人権侵害相談にも応じます。

また、必要な場合は適切な関係機関を紹介します。

(11) 多言語相談窓口による外国人の相談対応

「とくしま国際戦略センター」に多言語相談窓口を設置し、外国人の相談に対応するとともに、必要に応じて専門機関を紹介します。

3 犯罪被害者等の支援に係る人材の育成

<現状と課題>

犯罪被害者等に対し適切な支援を行うためには、支援に従事する者が犯罪被害者等の心理や置かれている状況を理解し、再被害及び二次被害を防止するとともに、個人としての尊厳にふさわしい処遇を保障するよう十分な配慮が必要となります。

そのためには、各関係機関の支援に従事する者がその必要性、重要性について理解すること、そして実践に繋げることが必要とされます。

研修会等の開催により、人材の育成を図る必要があります。

<具体的施策>

(1) 市町村や関係機関の担当職員に対する研修会の開催

市町村や関係機関の支援に従事する担当職員を対象とした研修等を実施し、資質の向上を図ります。

(2) 若手支援人材の養成

大学生などへのボランティア等の養成講習などにより、支援人材の養成を図ります。

(3) 警察における職員研修の実施

採用及び昇任の際の教養のほか、捜査に従事する者を対象とした各種教養時に、犯罪被害者等支援の意義、再被害及び二次被害を防止するための配慮、犯罪被害者等支援団体との連携に関する教養を行います。

(4) コーディネーターとしての役割を果たせる民間支援員の養成への支援

犯罪被害者支援団体に対し、同団体が行う研修内容に対しての助言や講師派遣等の協力を行います。

また、犯罪被害者が必要とする支援についての相談や情報提供、適切な機関・団体への橋渡し等、犯罪被害者に対する支援全般を管理するコーディネーターとしての役割を果たせる民間支援員の育成を支援します。

(5) 虐待を受けた児童の保護や支援等に携わる者の研修の充実

虐待を受けた児童の保護や支援等について、関係機関と連携した研修等を実施し、担当職員の資質の向上を行います。

(6) DV被害者や性暴力被害者の支援に携わる者の研修の充実

DV被害者や性暴力被害者の支援に携わる者を対象とした研修等を実施し、担当職員の資質の向上を行います。

4 民間支援団体の活動の促進

<現状と課題>

犯罪被害者等への支援を行う民間支援団体は、電話や面接等の相談業務のほか、直接的支援として警察、検察庁、裁判所、弁護士への付添いなどを行っています。

また、支援活動員の養成や県民に対して犯罪被害者支援の必要性について理解を深めてもらうための講演会の開催など犯罪被害者等支援を行う上で、不可欠な団体です。

今後、犯罪被害者等支援調整会議への参画などの必要があることから、その活動への支援に努めるとともに、活動への理解を広めるため周知を行う必要があります。

<具体的施策>

(1) 民間被害者支援団体の活動への支援

犯罪被害者等への支援を行う民間支援団体への財政的援助の充実に努めるとともに、支援に必要な情報の共有、助言や関係機関との連携等の活動について支援に努めます。

(2) 民間被害者支援団体の活動の周知

犯罪被害者等支援に関する講演等において、民間支援団体の周知に努めるほか、ホームページやチラシ等を活用し、広く県民に周知するなどし、活動を支援します。

(3) 犯罪被害者等早期援助団体等の民間の団体との連携・協力等

犯罪被害者支援の過程における秘密が守られること等を犯罪被害者に十分に説明した上で、犯罪被害者の連絡先や相談内容等を犯罪被害者等早期援助団体に対し提供し、犯罪被害者の精神的負担の軽減に努めます。

(4) コーディネーターとしての役割を果たせる民間支援員の養成への支援 【再掲】

犯罪被害者支援団体に対し、同団体が行う研修内容に対しての助言や講師派遣等の協力を行います。

また、犯罪被害者が必要とする支援についての相談や情報提供、適切な機関・団体への橋渡し等、犯罪被害者に対する支援全般を管理するコーディネーターとしての役割を果たせる民間支援員の育成を支援します。

○公益社団法人徳島被害者支援センターの支援

徳島被害者支援センターは、事件や事故、災害等に遭われた被害者やその家族等に対して、精神的ケアなど様々な支援を無償で行い、また、広報啓発活動等を通じて、社会全体で被害者の方々をサポートできる環境づくりに寄与することを目的とした公益社団法人です。

<利用可能な制度>

- ・ 電話、面談での相談及びカウンセリング
- ・ 裁判所、警察署、病院、行政窓口等への付添い
- ・ 犯罪被害者等給付金等の申請補助
- ・ その他日常生活の回復に必要な支援

<その他>

- ・ 関係機関・団体との連携による被害者等の援助
- ・ 被害者支援の必要性等に関する広報・啓発活動
- ・ ボランティア支援員養成・研修講座

○徳島弁護士会の支援

徳島弁護士会犯罪被害者支援センターは、犯罪被害者をサポートする、徳島の弁護士の集まりです。

犯罪被害者支援センターでは、犯罪被害でお悩みの本人やご遺族が、元の平穏な生活を一刻も早く取り戻すことができるよう、犯罪被害者支援に詳しい弁護士による無料相談等の支援を実施しています。

また、配偶者等による暴力(DV)被害やストーカー被害に悩まされている方々を支援する活動も行っています。

費用面では、刑事関係の対応については、日本弁護士連合会が法テラスに委託している事業を、損害賠償命令等の民事関係での対応については、法テラスの事業を利用することができます。

<利用可能な制度>

- ・ 電話、面談での初回無料相談
- ・ 捜査段階での対応、

- ①起訴前の捜査段階から弁護士を代理人として選任し、マスコミ対応、被害者の事情聴取の付き添い援助を実施
- ②捜査の進捗状況の確認、加害者の弁護人からの示談の申し入れがあった場合の対応

- ・ 刑事裁判の対応

被害者参加弁護士(国選・私選)として刑事裁判について総合的にサポート。被害者参加対象事件でない場合でも、日本弁護士連合会が法テラスに委託している事業を利用して刑事裁判に対する総合的なサポートが可能。

- ・ 損害賠償命令の申立て

5 個人情報の適切な管理

<現状と課題>

犯罪被害者とその家族が、興味本位のうわさや心ない中傷などによって名誉を傷つけられたり、私生活の平穏が脅かされたりするなどの人権問題が発生しています。こうしたことから、被害者となったことを知られたくないという方もいらっしゃいます。

また、犯罪被害者等の情報が加害者に知られることで、再被害につながるおそれもあります。

個人情報は、犯罪被害者等でなくても当然守られるべきものとなりますが、犯罪被害者等の個人情報は二次被害や再被害につながるおそれもあるため、関係行政機関、民間支援団体では、連携する上でも適切な管理を行う必要があります。

<具体的施策>

(1) 犯罪被害者等早期援助団体等の民間の団体との連携・協力等【再掲】

犯罪被害者支援の過程における秘密が守られること等を犯罪被害者に十分に説明した上で、犯罪被害者の連絡先や相談内容等を犯罪被害者等早期援助団体に対し提供し、犯罪被害者の精神的負担の軽減に努めます。

(2) 犯罪被害者等に関する情報の保護

民間被害者支援団体に対して犯罪被害者等の個人情報の取扱いに十分留意するよう、周知徹底を図ります。

(3) 犯罪被害者等に関する個人情報の漏洩防止等

犯罪被害者等やその関係者の個人情報の重要性を認識し、個人情報を適切に管理します。

また、関係機関・団体の支援従事者についても同様に適切に管理するよう周知徹底を図ります。

損害回復・経済的支援等への取組

1 経済的負担の軽減

<現状と課題>

犯罪被害者等は、犯罪等により、生命を奪われる、家族を失う、傷害を負わされる、財産を奪われるといった直接的な被害を受けるだけでなく、入院・通院により多額の治療費がかかったり、被害により仕事が続けられなくなり、休職・退職を余儀なくされるなど、経済的に困窮する方もいます。

こうしたことから、犯罪被害者等の経済的な負担を軽減する支援が求められています。

<具体的施策>

(1) 犯罪被害給付制度の周知、早期裁定

犯罪被害給付制度について、ホームページやチラシ等を活用して周知を図るとともに、給付制度の対象となり得る犯罪被害者等に対しては、給付制度に関する権利や手続について十分な情報提供を行います。

また、犯罪被害者等の経済的負担の軽減を少しでも早めるため、犯罪被害給付の早期裁定を目指します。

(2) 警察による公費支出制度（医療費、カウンセリング等費用等）の周知

犯罪被害者等が受けた被害による経済的負担を軽減するため、公費支出制度により、医療費、カウンセリング等費用、ハウスクリーニングに要する費用等の一部を公費で負担します。

また、制度の積極的な運用及びその周知を行います。

(3) 性暴力被害者に対する初期医療的処置の公費負担制度の周知

ア 性暴力被害者の支援窓口である「よりそいの樹とくしま」に相談のあった性暴力被害者に対する緊急避妊処置料、性感染症検査費用の公費負担やカウンセリング、法律相談といった支援を行います。

また、男性の性暴力被害者のための専用相談窓口に相談のあった男性の性暴力被害者に対する性感染症検査費用の公費負担やカウンセリング、法律相談といった支援を行います。

イ 警察に届出のあった性犯罪被害者の緊急避妊処置料等の費用を公費で負担します。

(4) 「犯罪被害遺児等」に対する支援

犯罪により、父母等が死亡又は著しい後遺症を存することとなった「犯罪被害遺児等」に対し、将来への夢や希望に寄り添うため、「応援金」を給付します。

また、徳島県交通遺児育成会が行う父母等が死亡又は著しい後遺症を存することとなった「交通遺児」に対する奨学金給付について支援します。

(5) 専門的知識を要する相談に対する支援

弁護士等による法律相談をはじめ専門的な知識を要する相談について、必要に応じてその相談にかかる費用を、徳島被害者支援センターを通じて支援します。

(6) 損害賠償請求制度等に関する情報提供

損害賠償請求制度等の犯罪被害者の保護・支援のための制度の概要について、周知に努めます。

(7) 福祉・生活関連サービス等に関する情報提供

犯罪被害者等がおかれた状況に応じて利用することができる、生活福祉資金貸付制度や母子父子寡婦福祉資金貸付制度などの各種福祉サービスや支援制度の情報を提供します。

(8) 公益財団法人犯罪被害救援基金との連携

犯罪被害給付制度等の公的制度では救済の対象とならない犯罪被害者であって、個別の事情に照らし特別の救済が必要と認められる場合については、公益財団法人犯罪被害救援基金と連携し、同基金が行う支援金支給事業による救済に努めます。

○日本司法支援センター（法テラス）の支援

犯罪の被害にあわれた方や家族の方などの状況やニーズに合わせて、刑事手続の流れや各種支援制度、相談窓口に関する情報の提供、犯罪被害者支援の経験や理解のある弁護士の紹介及び経済的に余裕がないなど、一定の要件を満たす場合は法律相談や依頼する際の費用等の支援をします。

<利用可能な制度>

- ・ 法制度の紹介、相談機関等の案内
- ・ 犯罪被害者支援の経験や理解のある弁護士の紹介
- ・ 殺人、傷害、性犯罪、自動車運転過失致死傷等の被害を受けた方やご家族の方などで裁判所から刑事裁判への参加を許可された方を対象に、参加に関する援助を行う弁護士の費用等を国が負担する制度
- ・ 公判期日等に出席した被害者参加人に対して、国がその旅費等を支給する制度
- ・ 民事裁判等手続に関する援助として、無料で法律相談を行い、弁護士費用等の立て替えを行う制度
- ・ 殺人、傷害、性犯罪、ストーカー等の被害を受けた方やご家族の方などを対象に、刑事手続、少年審判についての手続及び行政手続等に関する援助を行う制度
- ・ 児童虐待若しくは学校又は保護施設における体罰等により人権救済を必要としており、その子どもの親等からの協力を得られない子どもを対象に、行政手続、訴訟等に関する援助を行う制度
- ・ 配偶者からの暴力（DV）、ストーカー、児童虐待を受けているおそれのある方に対し、法律相談を実施する制度

2 居住の安定

<現状と課題>

児童虐待、性暴力、配偶者等による暴力（DV）、ストーカー行為などの犯罪被害者等は、被害後も同じ加害者から再び危害を加えられるのではないかと不安を抱くことがあります。再被害の未然防止対策が求められます。

犯罪被害者等の安全の確保と精神的な負担の軽減を図るため、居住場所確保等への支援の必要があります。

また、再被害、二次被害を防止するため、犯罪被害者等の個人情報の重要性を認識し、関係者も含めた個人情報を適切に管理する必要があります。

<具体的施策>

（１）県営住宅への入居における特別の配慮

犯罪被害者等への県営住宅の一時使用について、必要な措置を講じるとともに、住宅セーフティネット制度の周知を行います。

（２）被害直後における居住場所の確保

犯罪被害者等が住宅での居住が困難な場合等に緊急避難場所を提供する制度の適切な運用に努めます。

また、自宅が犯罪行為の現場となった場合におけるハウスクリーニングに要する経費の公費負担を行います。

（３）性犯罪被害者等に対する支援

こども女性相談センターにおいて、性犯罪被害者等の相談者に対し、生活相談や行政機関への同行支援等の支援、職員による相談対応・助言等、安全に生活できる居住空間を得られるための継続的な支援を一体的に行います。

3 雇用の安定

<現状と課題>

犯罪被害者等は、治療のための入院・通院、捜査協力や裁判への出廷等による休暇や欠勤等のほか、精神的・身体的被害による仕事の能率低下などにより仕事に支障をきたす場合があります。

また、犯罪被害者等の置かれている状況について職場の理解が足りず、二次被害を受けて職場で働き続けることが困難となることもあります。

こうしたことから、職場での犯罪被害者等支援の理解の促進と雇用の安定のための支援が必要です。

<具体的施策>

(1) 事業主等の理解の増進

県内の事業者、事業者団体に対し、犯罪被害者等への理解の促進と必要な配慮等について、啓発を実施し、被害後の職場における二次被害の防止等を図ります。

(2) 求職者の就職支援

とくしまジョブステーション等において、国や関係機関と連携しながら、きめ細やかな職業相談・職業紹介に取り組めます。

<犯罪被害者等の被害回復のための休暇制度>

犯罪被害者等の被害回復のための休暇とは、犯罪行為により被害を受けた被害者及びその家族等に対して、被害回復のために付与される休暇です。

例えば、犯罪被害による精神的ショックや身体の不調からの回復を目的として、1週間の休暇を付与することや、治療のための通院や警察での手続、裁判への出廷等のために利用できる休暇の付与などが考えられます。

制度については、いまだ十分な認知がなされていない状況にあることから、厚生労働省において周知・啓発が行われています。

精神的・身体的被害の回復・防止への取組

1 保健医療サービス及び福祉サービスの提供

<現状と課題>

犯罪被害者等は、犯罪等による直接的な被害だけでなく、精神的にも影響を受けることとなります。

犯罪被害者等が、安心して日常生活を営むようにするため、また、心身に受けた影響から早期に回復できるようにするため、適切な保健医療サービス、福祉サービスの提供が必要となります。

<具体的施策>

(1) カウンセリング支援の周知・充実

犯罪被害者等のニーズに応じた適切なカウンセリングを実施するとともに、カウンセリング等費用の公費支出制度の適切な運用に努めます。

(2) 性暴力被害者に対する初期医療的処置の公費負担制度の周知 【再掲】

ア 性暴力被害者の支援窓口である「よりそいの樹とくしま」に相談のあった性暴力被害者に対する緊急避妊処置料、性感染症検査費用の公費負担やカウンセリング、法律相談といった支援を行います。

また、男性の性暴力被害者のための専用相談窓口に相談のあった男性の性暴力被害者に対する性感染症検査費用の公費負担やカウンセリング、法律相談といった支援を行います。

イ 警察に届出のあった性犯罪被害者の緊急避妊処置料等の費用を公費で負担します。

(3) 配偶者による暴力（DV）被害者等への対応

こども女性相談センターにおいて、配偶者による暴力（DV）被害者等からの電話、面接による相談に応じるとともに、保護命令制度等の情報提供、助言を行います。

(4) 児童虐待への対応

こども女性相談センターにおいて、保護者、児童の相談に応じるとともに、必要に応じてカウンセリングや児童の心のケアを行います。

(5) 学校等におけるカウンセリング体制の充実

児童生徒や保護者、教職員等からの相談に対応するとともに、各学校にスクールカウンセラーを配置します。また、必要に応じて、スクールソーシャルワーカー等を派遣します。

(6) 福祉・生活関連サービス等に関する情報提供 【再掲】

犯罪被害者等がおかれた状況に応じて利用することができる、生活福祉資金貸付制度や母子父子寡婦福祉資金貸付制度などの各種福祉サービスや支援制度の情報を提供します。

2 安全の確保

<現状と課題>

児童虐待、性暴力、配偶者等による暴力（DV）、ストーカー行為などの犯罪被害者等は、被害後も同じ加害者から再び危害を加えられるのではないかと不安を抱くことがあり、再被害の未然防止対策により、犯罪被害者等の安全の確保と精神的な負担の軽減を図る必要があります。

また、再被害、二次被害を防止するため、犯罪被害者等の個人情報の重要性を認識し、関係者も含めた個人情報を適切に管理する必要があります。

<具体的施策>

（１）警察における再被害防止措置、保護対策の推進

ア 同一加害者によって再び危害を加えられるおそれのある被害者等（犯罪の被害者又はその家族）を再被害防止対象者に指定し、関係機関・団体と密接に連携を図りつつ、再被害防止の措置を推進します。

イ 暴力団等による危害を未然に防止するため、暴力団等から危害を受けるおそれのある者を保護対象者として指定し、その危害を防止するための必要な措置を講ずるなど、適切な保護対策を推進します。

ウ 必要に応じ緊急通報装置を貸与し、又は警戒措置を講ずるなどして、再被害防止の措置を推進します。

（２）再被害防止に向けた関係機関の連携の充実

ア 性暴力、配偶者等からの暴力（DV）被害者、児童虐待の被害児童、ストーカー行為などの被害者等を保護し、再被害を防止するため、警察やこども女性相談センター等の関係機関が情報を共有し、連携して対応します。

イ 警察と学校等関係機関で必要に応じて相互の通報連絡を行い、加害者である児童生徒の再犯防止に努めます。

（３）一時保護の実施

配偶者等による暴力（DV）被害者や児童虐待による被害児童等について、安全確保の観点から、適切に一時保護を実施します。

(4) 児童虐待の防止、早期発見・早期対応のための体制整備

ア 地域において児童虐待の早期発見、早期対応を行えるよう体制を整備するとともに、幼稚園、保育所、認定こども園、放課後児童クラブ等の関係機関や児童委員などに対して児童虐待の早期発見、早期対応の呼びかけを行います。

イ 児童虐待の発見に資する教養の実施、児童虐待対応マニュアルの活用等により、職員の児童虐待に関する知識の向上を図るなどして、事案の早期発見に努めるとともに、児童の安全が疑われる事案については、警察職員が児童の安全を直接確認するなど、児童の安全の確認及び安全の確保を最優先とした児童虐待の未然防止の徹底を図ります。

(5) 犯罪被害者等に関する情報の保護

犯罪被害者の氏名の発表に当たっては、プライバシーの保護、発表することの公益性等の事情を総合的に勘案しつつ、個別具体的な案件ごとに適切な発表内容となるよう配慮します。

(6) 犯罪被害者等に関する個人情報の拡散防止等

犯罪被害者等やその関係者の個人情報の重要性を認識し、個人情報を適切に管理します。

また、関係機関・団体の支援従事者についても同様に適切に管理するよう注意喚起を行います。

(7) 二次被害を防止するための関係機関での配慮

犯罪被害者等が個人としての尊厳を重んぜられ、配慮に欠ける言動等により二次被害を受けることがないよう、関係機関・団体の支援従事者に支援のあり方についての理解を促します。

○徳島保護観察所の支援

保護観察は、加害者を改善更生させて再犯を防止するため、社会の中で生活させながら、国の責任において指導監督などを行っています。保護観察所では、犯罪被害者等に寄り添い支援するための活動を行っています。

<利用可能な制度>

- ・ 犯罪被害者等からの相談に応じ、悩みや不安等を傾聴し、その軽減や解消を図るとともに、関係機関等の紹介を行う相談・支援制度
- ・ 加害者が保護観察になった場合、保護観察所の名称、保護観察開始日、終了予定年月日、保護観察中の処遇状況及び保護観察終了年月日等を、被害者等に通知する被害者等通知制度
- ・ 仮釈放審理中に、被害者等が仮釈放についての意見や被害に関する心情、生活環境の調整、保護観察に関する意見を述べることができる意見等聴取制度
- ・ 加害者が保護観察中に、被害に対する心情、被害を受けられた方の置かれている状況、加害者の生活や行動に関する意見を被害者等から聴取し、さらに希望がある場合には加害者へ伝えることができる心情等聴取・伝達制度

○徳島地方検察庁の支援

犯罪が発生すると、通常、警察が捜査を行い、全ての事件は検察官に送致されます。そして、検察官は、被疑者の取り調べや参考人の事情聴取など必要な捜査を行い、集めた証拠を検討した上で、起訴するか不起訴にするかを決定します。また、事件を裁判所に起訴したときは、裁判に立ち会って、証人尋問をしたり、論告・求刑を行ったりと、適正な刑罰が科されるよう努めています。

検察庁では、被害者や御遺族の方々からの相談に応じたり、事件の処分結果をお知らせするなど、被害者や御遺族の方々の保護と支援に努力しています。

<利用可能な支援>

- ・ 被害者や御遺族の方々からの様々な相談への対応、刑事裁判の法廷への案内・付添い、事件記録の閲覧、証拠品の返還などの各種手続の手助けをする「被害者支援員」の配置
- ・ 被害相談や事件に関する問合せを行える「被害者ホットライン」
- ・ 事件の処分結果、刑事裁判の結果、加害者の受刑中の刑務所における処遇状況、刑務所からの出所時期などに関する情報提供を行う「被害者等通知制度」
- ・ 一定の事件の被害者や御遺族等の方々が、刑事裁判に参加して、公判期日に出席したり、被告人質問などを行うことができる「被害者参加制度」
- ・ 被害者の方の証人尋問を実施する場合の証人保護の制度（付添い、遮へい、ビデオリンク）

県民等の理解の増進と配慮・協力の確保への取組

1 県民等の理解の増進等

<現状と課題>

犯罪被害者等は、犯罪等による直接的な被害だけでなく、周囲の偏見や無理解による心ない言動、プライバシーの侵害、インターネットを通じて行われる誹謗中傷、報道機関による過剰な取材・報道などの二次被害により、精神的な苦痛、身体の不調、名誉の毀損、私生活の平穩の侵害、経済的な損失等の被害を受けることがあります。

犯罪被害者等がどのような状況に置かれているか、周囲はどのように接し、支えていくことができるのか、県民の理解を増進していくことが必要です。

<具体的施策>

(1) 「犯罪被害者週間」にあわせた啓発事業の実施

犯罪被害者週間（11月25日から12月1日まで）におけるイベント等を通じて、関係機関・団体と連携して犯罪被害者等支援の啓発を行います。

(2) 犯罪被害者支援講演会の開催

犯罪被害者等の置かれている状況について、県民を対象とした理解を増進するための講演会を開催します。

(3) 学校における犯罪被害者等の支援に関する教育の推進

学校において、生命の大切さに関する教育、犯罪抑止のための教育等の啓発を促進します。

また、犯罪被害者等の人権問題も含めた人権教育の取組を推進します。

(4) 「命の大切さを学ぶ教室」の開催

関係機関と連携し、犯罪被害者等を講演者とする「命の大切さを学ぶ教室」を開催します。

(5) 犯罪被害者等支援の大学生の理解増進

犯罪被害者等支援に係る社会参加活動についての大学生の理解を深めるため、大学等と連携し、大学生に対する犯罪被害者等支援に関する講義等を積極的に推進します。

(6) 児童虐待防止のための広報・啓発の実施

毎年11月の「児童虐待防止推進月間」において、街頭啓発やパネル展示、啓発行事を実施するなど、児童虐待問題に対する深い関心と理解が得られるよう広報・啓発の取組を行います。

(7) 二次被害についての理解の増進

二次被害防止のため、犯罪被害者等に対して周囲がどのように接し、支えていくことができるのか、県民及び事業者に対して啓発を行います。

(8) インターネット上の誹謗中傷等への対応

犯罪被害者等がインターネット上の誹謗中傷等、問題のある書き込みによって二次被害を受けた場合は、関係機関と連携し、速やかに削除されるよう働き掛けます。

(9) 様々な広報媒体を通じた犯罪被害者等支援施策に関する広報の実施

関係機関や犯罪被害者支援団体と連携の上、犯罪被害者等の置かれた状況やそれを踏まえた施策実施の重要性、犯罪被害者の援助を行う団体の意義・活動等について、様々な広報媒体を通じて広報するとともに、街頭キャンペーン等の広報啓発活動を推進します。

○徳島地方法務局の支援

犯罪被害者とその家族の立場を考え、その人権問題についての関心と理解を深めていくことが必要です。徳島地方法務局は、人権が侵害されたときの相談・救済措置や、人権への理解を深めてもらうための人権啓発活動を行っています。

<利用可能な制度>

- ・ 人権に関する相談
- ・ 人権侵害の事実が認められた場合の救済措置
- ・ 企業等における人権研修の実施

被害相談窓口のご案内

○犯罪被害者等のための「総合的対応窓口」（自治体）

徳島県 （生活環境部消費者政策課）

受付時間：平日 9：30～16：00（土・日・祝日・年末年始を除く） 電話：088-621-2287

徳島市 （保健福祉政策課） 電話：088-621-5175

鳴門市 （市民協働推進課） 電話：088-684-1394

小松島市 （人権推進課） 電話：0885-32-2122

阿南市 （人権・男女共同参画課） 電話：0884-22-3094

吉野川市 （市民生活課） 電話：0883-22-2269

阿波市 （企画総務課） 電話：0883-36-8700

美馬市 （生活福祉課） 電話：0883-52-5604

三好市 （総務課） 電話：0883-72-7600

勝浦町 （住民課） 電話：0885-42-1501

上勝町 （総務課） 電話：0885-46-0111

佐那河内村 （総務課） 電話：088-679-2113

石井町 （危機管理課） 電話：088-674-1171

神山町 （健康福祉課） 電話：088-676-1114

那賀町 （総務課） 電話：0884-62-1121

牟岐町 （総務課） 電話：0884-72-3412

美波町 （総務課） 電話：0884-77-3611

海陽町	（長寿福祉人権課）	電話：０８８４－７３－４３１２
松茂町	（危機管理課）	電話：０８８－６９９－８７２５
北島町	（危機情報管理課）	電話：０８８－６９８－９８０７
藍住町	（総務課）	電話：０８８－６３７－３１１１
板野町	（総務課）	電話：０８８－６７２－５９８０
上板町	（企画防災課）	電話：０８８－６９４－６８２４
つるぎ町	（福祉課）	電話：０８８３－６２－３１１６
東みよし町	（総務課）	電話：０８８３－８２－６３０３

○警察の相談窓口

犯罪被害者相談所(情報発信課犯罪被害者支援室内)

受付時間：平日９：００～１６：００（土・日・祝日・年末年始を除く）

電 話：０８８－６２２－３１０１（代表）

性犯罪被害相談

受付時間：２４時間受付

電 話：# ８１０３（プッシュ回線のみ）
ハートさん
０８８－６２３－８１０３

警察安全相談（被害の未然防止・安全相談）

受付時間：２４時間受付

電 話：# ９１１０（プッシュ回線のみ）
０８８－６５３－９１１０

子どもたちの悩みごと相談(ヤングテレホン)

受付時間：平日８：３０～１７：１５（祝祭日を除く）

電 話：０８８－６２５－８９００

子どもたちのいじめに関する相談(いじめホットライン)

受付時間：２４時間受付（夜間・休日は当直員が対応）

電 話：０８８－６２３－７３２４

○その他の相談窓口

公益社団法人 徳島被害者支援センター

受付時間：月・水～土曜日 9：00～16：00

（火・日・祝日・年末年始を除く）

相談電話：088-678-7830
なやみゼロ

犯罪被害者相談・心のケア電話：088-656-8080
こころ はればれ

男性の性暴力被害者のための専用相談窓口：088-622-0033

徳島県配偶者暴力相談支援センター

受付時間：24時間受付（夜間・土・日・祝日・年末年始はコールセンター対応）

徳島県中央子ども女性相談センター 088-652-5503

徳島市・鳴門市・小松島市・吉野川市・阿波市・勝浦郡・名東郡・名西郡・板野郡に
お住まいの女性の方

徳島県南部子ども女性相談センター 0884-24-7115

阿南市・那賀郡・海部郡にお住まいの女性の方

徳島県西部子ども女性相談センター 0883-56-2109

美馬市・三好市・美馬郡・三好郡にお住まいの女性の方

徳島県性暴力被害者支援センター「よりそいの樹とくしま（中央・南部・西部）」

受付時間：24時間受付（夜間・土・日・祝日・年末年始はコールセンター対応）

共通相談ダイヤル：
はやくワンストップ
#8891

各センター相談ダイヤル：

よりそいの樹とくしま中央 088-623-5111

徳島市・鳴門市・小松島市・吉野川市・阿波市・勝浦郡・名東郡・名西郡・板野郡に
お住まいの方

よりそいの樹とくしま南部 0884-23-5111

阿南市・那賀郡・海部郡にお住まいの方

よりそいの樹とくしま西部 0883-52-5111

美馬市・三好市・美馬郡・三好郡にお住まいの方